

区立児童相談所設置・運営計画検討委員会設置要綱

制定 令和3年4月1日 区長決定 要綱第120号

(設置)

第1条 区立児童相談所設置・運営計画（以下「設置・運営計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、区立児童相談所設置・運営計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設置・運営計画の策定に関する次に掲げる事項

- ア 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担に関すること。
- イ 一時保護所に関すること。
- ウ 社会的養護に関すること。
- エ 児童相談所と関係機関との連携に関すること。
- オ その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(2) その他設置・運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 弁護士
- (4) 児童相談所勤務経験者
- (5) 区職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども未来部子ども育成課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。